

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉活動基金設置要項

〔目 的〕

第1条 神栖市における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的な福祉活動を育成・助長することを目的として「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）福祉活動基金」（以下「基金」という。）を設置する。

〔基金の額〕

第2条 基金の額は、60,000千円とする。

2 前項の規定にかかわらず必要があるときは前項の基金に追加して積み立てをすることができるものとする。

〔基金の構成〕

第3条 基金は次の各号をもって構成する。

- (1) 神栖市の補助金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

〔基金の管理運用〕

第4条 この基金は、銀行預金、その他最も安全かつ確実有利な方法で管理するものとする。

2 この基金の運用から生ずる運用益は、その全額を次条第1項各号に示した福祉活動の振興・育成に充てるものとする。

〔助成の対象事業〕

第5条 基金の運用益等をもって助成する対象事業は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動をするための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業
- (3) ボランティア活動の為の機器、機材の整備援助事業
- (4) ボランティア活動の基盤作りのための福祉教育および啓発事業
- (5) 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という）の福祉活動基金の原資
- (6) 本会ボランティアセンターの行う事業
- (7) 基金造成のための啓発事業
- (8) その他、本会会長が福祉活動の育成、推進のために必要と認めたもの

2 基金による助成額は、別に定めるものとする。

〔助成の申請〕

第6条 申請者は、次のとおりとする。

- (1) 本会（但し前条第1項各号の事業を行う場合）
- (2) 市内の小中学校及び高等学校
- (3) その他、本会会長が助成を行うことが必要と認めた団体及びグループ

2 基金による助成の交付を受けようとするものは、別に定める申請書により本会会長に提出しなければならない。

〔助成の決定〕

第7条 前条による申請書の提出があった場合、本会会長は、毎年度、予算の範囲内で、助成団体及び助成額を決定する。

- 2 助成が決定した時は、別に定める様式により、決定通知書を申請者に交付する。
- 3 助成金は、決定通知書交付後1ヵ月以内に所定の方法により本会会長より申請者に交付する。

〔管理運営委員会〕

第8条 基金の円滑な運営を図るため、基金造成や運用益の配分等に関し、本会会長の諮問に応じて必要な事項を審議するため、定款第19条の規定により、管理運営委員会を置くことができる。

- 2 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

〔基金の処分の制限〕

第9条 この基金の処分は、次の各号に掲げる場合に限り、理事会、評議員会の議決を得てその一部を処分することができる。

- (1) 本会が実施する開拓的事業、または新規事業のための基本的財源にあてるとき
- (2) 本会が固定資産を取得または修繕するための財源にあてるとき
- (3) 第5条各号に規定する事業を実施するための財源にあてるとき
- (4) 前各号のほか、住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき

〔会計の取扱い〕

第10条 この基金の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 この基金の収入及び収支の状況は、毎年1回以上、評議員会の議決を経て公表しなければならない。

〔委 任〕

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

〔付 則〕

この要項は、平成 元年4月1日より施行する。

この要項は、平成 13年4月1日より施行する。

この要項は、平成 17年8月1日より施行する。

この要項は、平成 27年4月1日より施行する。

この要項は、令和 7年4月1日より施行する。